○四国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

四国地方整備局長　奥田　晃久

路線名	供用開始の区間
三十三号及び四百九十四号	高知県高岡郡越知町越知字樫谷丁二六一五番二から同町越知字五味ノ畝丁二六四一番二

図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月十日

○九州地方整備局告示第七十五号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	五十七号
三　沿道区域	
区間	沿道区域の最大幅員
熊本市東区御領七丁目八九番一から同市中央区神水二丁目二〇五番一まで	延長　七・〇〇キロメートル
熊本市東区御領七丁目八九番一から同市中央区神水二丁目二〇五番一まで（熊本市東区御領七丁目八九番一から同市中央区神水二丁目二〇五番一まで）	延長　六・七一五キロメートル

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十六号

令和八年七月十一日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名
熊本市東区御領七丁目八九番一から同市中央区神水二丁目二〇五番一まで	工作物　電柱

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

七月八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領

七月八日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

質問書転送

七月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

ＨＰＶワクチンの男性接種の早期定期接種化に関する質問主意書

参議院

議案提出

七月八日議員から次の議案が提出された。

特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案（舟山康江外七名発議）（参第一五号）

議案付託

七月八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（閣法第四六号）　農林水産委員会に付託

種苗法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）　農林水産委員会に付託

下水道法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）　国土交通委員会に付託

議決通知

七月八日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書

令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書

令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

報告書提出

七月八日委員長から次の報告書を提出した。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五三号）審査報告書

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五四号）審査報告書

法律公布奏上及び通知

七月八日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

人事異動

内閣

（財務省大臣官房付）財務事務官　佐藤　伸樹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（七月八日）

カジノ管理委員会

（カジノ管理委員会事務局監督調査部調査課長）内閣府事務官　鈴木　直人

関東信越国税局に出向させる

（東京国税局査察部査察総括第二課長）財務事務官　奈良場仁彰

内閣府事務官（カジノ管理委員会事務局監督調査部調査課長）に転任させる（以上七月十日）

消費者庁

（東京地方検察庁検事）検事　安實　涼子

内閣府事務官（法務監理官）に併任する

（東京高等検察庁検事）同　久保　浩

内閣府事務官（法務監理官）の併任を解除する（以上七月十日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　丹羽　健悟

福岡地方裁判所判事補に補する

福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる

兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する

福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる

小倉簡易裁判所判事に補する（七月二日）